

世界最先端 IT 国家創造宣言と電子政府政策

本田正美^{†1}

2015 年 6 月に現在の安倍政権における情報通信技術戦略であると目される世界最先端 IT 国家創造宣言が改定された。この改定では、政府 CIO を中心にした PDCA の管理、セキュリティやビッグデータ・オープンデータへの注目、農業や 2020 年の東京五輪などの各分野への注力など新たな方針が追加された。

本研究では、電子政府政策に着目し、その政策が世界最先端 IT 国家創造宣言改定に至って、政府の中でどのように位置付けられるようになっているのかを分析する。

Declaration to be the World's Most Advanced IT Nation and E-government Policy

Masami HONDA^{†1}

In June, 2015, Declaration to be the World's Most Advanced IT Nation that was regarded as information and communication technology strategy of the current Abe Administration was revised. By this revision, new policies such as the managing PDCA mainly on government CIO, and the paying attention to security and big data/opening data, and the making efforts to agriculture or Tokyo Olympics of 2020 were added. In this study, it focuses on electronic government policy and analyzes it how the electronic government policy comes to be placed in the government after it was revised the Declaration to be the World's Most Advanced IT Nation.

1. はじめに

2015 年 6 月に現在の安倍政権における情報通信技術戦略であると目される世界最先端 IT 国家創造宣言が改定された。この改定では、政府 CIO を中心にした PDCA の管理、セキュリティやビッグデータ・オープンデータへの注目、農業や 2020 年の東京五輪などの各分野への注力など新たな方針が追加された。

本研究では、電子政府政策に着目し、主に日本における来歴を振り返る。そして、世界最先端 IT 国家創造宣言改定に至って、電子政府政策が日本政府の中でどのように位置付けられるようになっているのかを分析する。この作業を通じて、日本の電子政府政策の現在の到達点を探り、今後の政策展開の可能性について議論する素材を提供したい。

2. 電子政府の定義

電子政府の定義については、既に情報処理学会第 125 回情報システムと社会環境研究発表会における研究発表である[1]において、「電子政府」が意味してきた取組みについて日本政府における事例を振り返ることによって、政府の利活用する情報システムが社会環境によってその内容を規定されてきたことを示した。

電子政府は、「e-government」や「digital government」の訳語として使用されているが、政府による公式文書において「e-government」という用語が初めて使用されたのは、

1990 年代のアメリカのクリントン政権期であるとされている[2]。以来、アメリカ連邦政府では電子政府に関わる政策が推進されてきたのである。

2000 年代以降は、アメリカに留まらず、世界各国で電子政府の構築が進められ、それと合わせて電子政府に関する研究も蓄積されてきたのである[3]。

3. 電子政府の変遷の過程

1990 年代にその始原を見出すことの出来る電子政府政策であるが、電子政府の指し示す事柄に関して論じた先行研究の蓄積がある。本研究では、その代表的な整理方法とも言える四段階の成熟度モデルを提示した[4]を紹介する。この研究では、電子政府は四段階を経るとされている。その四段階とは以下のとおりである。

1. Catalogue
2. Transaction
3. Vertical Integration
4. Horizontal Integration

「Catalogue」は、政府がオンラインで情報提供を行う段階である。この段階は、Web サイトを介した情報提供からダウンロード可能な書式の提供まで含まれる。インターネットが普及し始めた頃、まず各組織は自らの Web サイトの開設を行った。各組織が保有する情報がオンラインで提供されるようになったのである。この段階が電子政府の第一段階である。

^{†1} 島根大学研究機構戦略的研究推進センター

Center for the Promotion of Project Research, Organization for Research, Shimane University

「Transaction」は、行政手続のオンライン化を実現する段階である。従来は対面での遣り取りが不可欠であり、窓口に行くことが求められてされた行政手続がオンラインで処理出来るようになるのである。Web サイト経由で単なる情報提供が行われるに留まることなく、オンライン経由で行政手続を行えるようにするというのがこの段階である。

「Vertical Integration」は、中央政府と地方政府のシステムが垂直的に統合されることを指している。この際に統合されることが想定されるのは、同じような機能を持つ業務間においてである。

「Horizontal Integration」は、水平方向の統合を図る段階である。異なる機能を持つシステム同士に統合を実現するのがこの段階であり、あらゆる組織を越えて、システムが統合されることが想定される。この段階に至って、いわゆるワンストップサービスの実現はここに至って実現される。

電子政府の成熟度は「Catalogue」の段階から直線的に「Horizontal Integration」へと深度を増していくものとされている。この成熟度を増すことによって、目指されるのは政府と国民などの関係の再設計である。そこで、例えば、[5]は電子政府を「何らかの付加価値を生み出すために、行政とそれを取り巻く利害関係者との間での情報に関する関係を再設計すること」と定義している。成熟度の相違があり、各国での電子政府の取り組みも多様なものとなっているが、その基底には、情報社会の進展に際して、政府と国民の関係の再設計という思考が存在しているのである。

4. IT 基本戦略から i-Japan 戦略 2015 まで

それでは、実際に電子政府政策はどのように展開されてきたのか。本章では、日本政府について、IT 基本戦略以来の取り組みの来歴を振り返りたい。

以下、既に[1]で整理したところであるが、日本政府において電子政府政策が展開される契機としては、当時の森政権期の 2000 年 7 月の情報通信技術(IT)戦略本部の設置がある。IT 戦略本部の下には、有識者から成る IT 戦略会議が設置され、この会議が中心となって同年 11 月に IT 基本戦略が策定された。この 2000 年当時は、インターネットの普及などに見られるような IT 革命が喧伝される社会状況にあり、社会的にもその対応が求められるところとなり、政府としても新たな情報通信戦略を構築する必要があった。そこで、国をあげた広範な政策分野を対象とする IT 基本戦略が策定されることとなったのである。それゆえに、本研究で注目するような電子政府の取り組み以外にも、情報通信分野のインフラ整備や法整備の必要性など広範に言及されている。

IT 基本戦略は、主に「基本理念」と「重点政策分野」の二部から成る。「基本理念」は総論的記述から成り、「重点政策分野」では具体的に展開すべき施策が記述されている。

本研究が着目する電子政府については、「重要政策分野」は広範な分野への言及がある部分であるが、その中の項目の一つとして「電子政府の実現」という項目が見出される。「電子政府の実現」には、以下のように記されている。

「電子政府は、行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するものである。」

「電子政府は、IT がもたらす効果を日本社会全体で活用するための社会的基盤となるものである。」

以上のように、IT 基本戦略において位置付けられるところの電子政府とは、政府における業務のオンライン化と情報共有を基調とした新たな行政の実現、さらに社会全体の情報共有を目指した社会基盤整備を指していることが確認出来る。

続く 2001 年には、IT 基本戦略に基づき「e-Japan 戦略」が策定された。その中でも、「重点政策分野」として「電子政府の実現」があげられている。そして、その項目の中では、電子政府について IT 基本戦略と同様の定義付けがなされている。日本における電子政府政策の発現期には、IT 基本戦略において定義されたところの電子政府の実現へ向けた取り組みが推進されることとなったのである。

2003 年には、e-Japan 戦略の目標の中でも情報通信分野のインフラ整備に関するものが早期に達成されたため、バージョンアップを企図して e-Japan 戦略Ⅱが策定された。この戦略の中では、電子政府について明確に定義する文言は見出せない。ただし、「行政サービス」分野における具体的な方策について説示される部分で、「電子政府の総合窓口と各府省、地方公共団体等のシステムと連携し、関連手続を一括してオンライン申請できるワンストップサービスを整備する」という文章が見出される。この e-Japan 戦略Ⅱにおいて強調されるワンストップサービスの実現は、以降の各戦略でも実現が強調され、2016 年に本格稼働を迎えるマイナンバー制度にまつわり、2017 年に導入が予定されているマイナポータルを通じてその実現が目標とされることになる。日本の電子政府政策においては、このワンストップサービスの実現が常に目標として掲げられ、その都度実現に至らないという歴史を繰り返してきたのである。

ワンストップ化の実現の過程においては、行政手続のオンライン化が主要な課題と位置付けられ、例えば 2003 年には、いわゆる行政手続オンライン化法が施行されている。この法律は、日本の行政における行政手続全般について包括的にオンライン化の対象とすることを定めたものである。そして、オンライン化の対象外とする一部の手続については、限定的にそれらを列挙するという構造になっている。

そのような立ってつけになっているゆえに、この行政手続オンライン化法に基づき、日本政府はあらゆる行政手続のオンライン化を強力に進め、それを以ってワンストップ化も目指されたのである。

2006年には、それまでのIT戦略を新たにするIT新改革戦略が発表された。この戦略の中では、「基本理念」と「今後のIT政策の重点」が示されている。この二つの分け方自体は、これまでの戦略を継承していると言える。

「今後のIT政策の重点」の中の一つの柱である「ITの構造改革力の追求」には、三つの重点事項が掲げられている。その三番目に「21世紀型社会経済活動」とあり、その中を見ると、「世界一便利で効率的な電子行政」が掲げられていることが確認される。そこでは、「現状と課題」が述べられおり、行政手続のオンライン化が進捗しているという現状認識が示され、「国民・企業等による電子政府の利用は進んでおらず、また、住民サービスに直結する地方公共団体の電子化が十分ではないなど、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていない。」と課題が指摘されている。そして、「オンライン申請率 50%達成や小さくて効率的な政府の実現」が目標として掲げられた。ここで言及されている電子政府とは、e-Japan 戦略Ⅱでも利用の促進が謳われたポータルサイトを介したオンライン申請のことを指しているものと考えられる。ここで利用者側の実感に言及されるなど、電子政府が単なる政府内部の組織変革に留まらないことが戦略を通じて明確にされている。

しかし、日本における取り組みは、2008年に決定されたオンライン利用拡大行動計画（2008年9月12日IT戦略本部決定）において転換点を迎えることになる。オンライン利用拡大行動計画は、オンライン化の推進やオンライン化された手続の利用の拡大を図ることを目指すものであった。この点は、従来の情報通信戦略と軌を一にする。ただし、実際に利用されていないオンラインでの手続についてはその利用停止も含意するものであり、この後、実際に利用停止が断行されたオンラインの手続も存在している。行政手続のオンライン化推進一辺倒から、特に利用される可能性のある一部の手続のオンライン化とその利用促進へと政府として重心の置き方が変更されたのである。

2009年には、IT新改革戦略に代わる戦略の策定が予定されていたが、3月に緊急で前倒しするかたちで、デジタル新時代に向けた新たな戦略が発表された。この戦略は、当時の自公政権が支持率の低迷のなか、新規の取り組みを連続して打ち出す必要に駆られて、前倒しして発表されたのである。かように、政治状況にも左右されたのが電子政府政策であるとも言える。この戦略では、第2章「具体的施策」の一つの柱として「Ⅰ デジタル特区等による三大重点プロジェクトの推進」が掲げられ、その第一のプロジェクトとして「国民がサービスの利便性を実感できる新しい電子政府・電子自治体の推進」が謳われている。そして、こ

こでは、「電子政府・電子自治体の推進は、2008年におけるOECD加盟国の“ICT政策”において最優先課題とされている。」と現状認識が開陳されているが、取り組むべき課題として、行政手続のオンライン化、ワンストップサービスや希望する個人又は企業に提供される高度なセキュリティ機能を持った電子空間上のアカウントである国民電子私書箱(仮称)の整備、全体最適化の実現があげられている。具体的に取り組む事項については、仮称で電子私書箱とされたもの以外は、従来からの変更は見られない。ただし、戦略の中の具体的な取り組みの中で、電子政府政策の位置付けられた順番が早くなっていることは注目に値する。

2009年7月には、3月に発表されたデジタル新時代に向けた新たな戦略との整合性も保ちつつ、当初策定予定であったi-Japan 戦略2015が発表された。このi-Japan 戦略2015においても、政府が力を入れる三大分野の一つに「電子政府・電子自治体分野」があげられている。情報通信戦略の中で、電子政府への重点の置かれ方が変化しているのである。そして、この戦略では、行政窓口改革・行政オフィス改革・行政見える化改革を推進することによって、「国際的に世界一の評価を受け、「国民に開かれた電子政府・電子自治体」を実現する。」という目標が謳われている。国際的なランキングで隣国の韓国が世界一を獲得するなど、日本の電子政府政策の進展に遅れが見られるようになったことにとともに、国際的な評価も改めて獲得すべく、行政情報システムの統合化や業務改革の実現、加えて、国民電子私書箱の整備、電子政府構築の推進体制の強化などが、具体的な方策として示されることになる。ただし、その内容自体は前の戦略を引き継ぐもので、必ずしも新規性を持つものではない。この後、民主党を中心とした政権交代が起き、情報通信戦略も改めて策定し直される事態が起き、電子政府に関する内容にも大きな変化が見られることになる。

5. 新たな情報通信技術戦略以降の展開

民主党を中心とした新たな政権が誕生し、情報通信戦略も塗り替えられ、電子政府の位置付けも変化が見られることになった。

2010年に、「過去のIT戦略の延長線上にあるのではなく、新たな国民主権の社会を確立するための、非連続な飛躍を支える重点戦略（3本柱）に絞り込んだ戦略」としての新たな情報通信技術戦略が発表された。

この戦略は、以下の四つの部分から構成されている。

- Ⅰ. 基本認識
- Ⅱ. 3つの柱と目標
- Ⅲ. 分野別戦略
- Ⅳ. 今後の検討事項

「Ⅰ．基本認識」には、上記に引用した重点戦略(3本柱)に絞り込んだ戦略であるという言明がある。ここで謳われている3本柱については、「Ⅱ.3つの柱と目標」において、その具体的な内容が示されている。その構成は以下のとおりである。

1. 国民本位の電子行政の実現
2. 地域の絆の再生
3. 新市場の創出と国際展開

非連続的な飛躍を支えるとされる新たな情報通信技術戦略であるが、その目標の最初に電子行政が掲げられる事態に至っているのである。その具体的な中身については、2020年までにワンストップサービスの実現や行政の見える化の実現が掲げられているなど、累次の戦略などと変わりはない。ただし、この戦略からオープンガバメントへの言及が見られるようになる。

オープンガバメントについては、「1. 国民本位の電子行政の実現」に、以下のような記述がある。

「2013年までに、個人情報保護に配慮した上で、2次利用可能な形で行政情報を公開し、原則としてすべてインターネットで容易に入手することを可能にし、国民がオープンガバメントを実感できるようにする。」

この文章からも確認出来るように、日本政府によるオープンガバメントの取り組みにおいては、行政情報の公開が主なものとして想定されていたのであり、この点が電子政府政策においても重点を置いて取り組まれるテーマとなったのである。

そもそも、オープンガバメントなるものが登場してきたのは、アメリカにおけるオバマ大統領の誕生による。オバマが大統領就任直後に署名した覚書でオープンガバメントの推進を提唱したのである。オープンガバメントは、以下の三原則から成る取り組みである[6]。

1. 透明性 (transparency)
2. 参加 (participation)
3. 官民連携 (collaboration)

オバマ大統領が推進したオープンガバメントの取り組みが意識され、日本でも情報通信戦略の中で電子政府政策の一環として位置付けられるようになったのである。

2011年8月には「電子行政推進に関する基本方針」が出された。これは、以下の六つの部分から構成される。

- 第1 電子行政推進の意義
- 第2 電子行政推進に係る基本的な事項

- 第3 目指すべき電子行政の姿
- 第4 重要施策の推進
- 第5 新たな電子行政の推進体制 (政府 CIO 制度)
- 第6 基本方針のフォローアップ

以上のうち、「第4 重要施策の推進」の中で、「国民 ID 制度」や「行政サービスのオンライン利用」と並び、「オープンガバメント」が掲げられている。国民 ID 制度は、後に税と社会保障に関わる番号制度であるマイナンバーに結実する。一方、この段階に至っても、行政サービスのオンライン化が提唱されているのである。

オープンガバメントの項目には以下が列記されている。

- (1) 基本的考え方
- (2) 行政情報の公開・提供
- (3) 国民の意見の収集と政策形成過程への参加
- (4) 推進体制

行政情報の公開・提供は、つまりはオープンデータの推進であり、実際にその取り組みがなされていくことになり、議論を先取りすれば、政権に返り咲いた自民の安倍総理の下で発表される情報通信戦略においては特に重点的に扱われるテーマとなる。

国民の意見の収集と政策形成過程への参加については、「電子行政推進に関する基本方針」が出される前の2010年2月23日から3月15日まで、経済産業省が国民からの意見募集サイト「経済産業省アイディアボックス」を開設し、IT政策に関する意見募集を行っていた。さらに、同年4月からは文部科学省が学校・家庭・地域の教育現場の声を集め、熟議を通じて教育政策を創り出すことを目指し、Web サイト「熟議カケアイ」を開設していた。かように、この時期には国民の政策形成過程への参画を目指した取り組みが模索されていた。しかし、これらの取り組み以降は、意見募集や政策形成過程への国民の参加に関する取り組みの影は薄れ、日本政府におけるオープンガバメントの取り組みは、いわゆるオープンデータの推進へと傾斜したものとなっていく。そこで発表されたのが、2012年の「電子行政オープンデータ戦略」である。

「電子行政オープンデータ戦略」では、冒頭で以下のように謳われている。少々長いが引用する。

「新たな情報通信技術戦略 (平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部)) 決定」及び「電子行政推進に関する基本方針 (平成23年8月3日 IT 戦略本部決定)」の趣旨に則り、オープンガバメントの推進に当たっては、公共データは国民共有の財産であるという認識の下、公共データの活用を促進するため取組に速やかに着手し、それを広く展開すること

により、国民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、我が国の社会経済全体発展に寄与することが重要であるため、公共データの活用促進のため基本戦略として、「電子行政オープンデータ戦略」を以下のとおり策定する。

この文章からも明らかなように、新たな情報通信技術戦略や電子行政推進に関する基本方針を受けて、オープンデータ推進のための戦略が策定されることになったのであり、オープンガバメントの取り組みは日本においてはオープンデータの推進に集約されることになっていったと言えよう。

2012年12月からは、「電子行政オープンデータ実務者会議」が組織され、この場で具体的なデータの公開方法や活用方法が検討されている。

この2012年12月に民主党を中心とした政権から自民党を中心とした政権への再度の政権交代が起きた。新たに誕生した安倍政権下では、情報通信戦略として位置付けられる世界最先端 IT 国家創造宣言が2013年5月に閣議決定された。

6. 世界最先端 IT 国家創造宣言

世界最先端 IT 国家創造宣言は、以下の五つの部分から構成されている。

- I. 基本理念
- II. 目指すべき社会・姿
- III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組
- IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化
- V. 戦略の推進体制・推進方策

このうち、「II. 目指すべき社会・姿」には、三つの大項目がある。そのうちのひとつが「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」である。これまで日本の電子政府政策において常にその実現が目指されてきたワンストップサービスの実現が改めて目指すべき社会・姿として定位されたのである。

「III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組」では、以下の三つの取り組みが大項目として掲げられている。

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現
2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会
3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

「革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現」の中の最初の項目には、「オープンデ

ータ・ビッグデータの活用の推進」が謳われている。世界最先端 IT 国家創造宣言の表題のレベルではオープンガバメントではなく、オープンデータが前面に押し出されるかたちになっている。

ただし、ここでも公共サービスのワンストップでの提供が項目として掲げられており、この点については従来の電子政府政策を引き継いでいると言える。

オープンデータの取り組みについては、政府が保有するデータの整理が行われ、2013年12月には、オープンデータの「データカタログサイト試行版」(<http://www.data.go.jp/>)が公開され、このサイトがデータカタログサイトとして、一時予算の切れ目による中断も挟みながら、現在までその運用が続けられている。

7. 世界最先端の IT 国家創造宣言の改訂

これまで日本の累次の情報通信戦略は e-Japan 戦略が改訂をされて「II」が発表された以外は、前倒しで策定されるとしても題名を変更したものを出すという方式が踏襲されてきたが、安倍政権下で出された世界最先端の IT 国家創造宣言は、改訂を行うことによってバージョンアップが図られてきた。

まず2014年6月に改訂がなされた。改訂では主に文章の追加がなされている。「II. 目指すべき社会・姿」の「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」には、以下の一文が追加されている。

「このような考えの下、現在、高コスト構造となっている政府情報システムを抜本的に見直し、利用者視点や業務改革（BPR）を踏まえた、より付加価値の高いものに再構築するための戦略的な取組を推進する。」

この一文の前の段落においては、当初はクラウドの徹底活用とあった部分がクラウドや社会保障・税番号の徹底活用というように、2013年の法制定で制度構築が決定した社会保障・税番号の活用への言及がなされるような変更が加えられている。

「オープンデータ・ビッグデータの活用の推進」においては、改訂で以下の文章が追加されている。

「さらに、各府省庁の Web サイトで提供するデータベースについて、API 機能の整備を利用ニーズの高いものから優先的に進め、政府等で提供する API を紹介し、その機能や利用方法を解説する API の総合カタログを提供する。」

「地方公共団体については、その保有する公共データ等の流通・連携・利活用を効果的に行うための技術の開発・実証、観光等の公共データを一元的にオープン化す

る基盤の構築、地方公共団体における取組に関する考え方の整理等により、オープンデータの取組を促進する。」

「Ⅲ.目指すべき社会・姿を実現するための取組」の「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」には、以下の一文が追加されている。

また、導入に向けた取組が進められている番号制度は、国・地方の行政機関等による正確かつ迅速な情報の確認（名寄せ・突合）を可能とする「マイナンバー」「法人番号」、実社会やオンラインの本人確認手段となる「個人番号カード」、自己情報の閲覧等を可能とし、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスの提供等も視野に入れた「情報提供等記録開示システム」という、今後の IT 利活用の基盤となるインフラを提供するものである。

この追加された段落は社会保障・税番号制度に関するものであるが、後段には後にマイナポータルと称されることになる情報提供等記録開示システムが IT 利活用の基盤として位置付けられ、ワンストップサービスの提供に関する記述の部分で言及されるところとなっているのである。

その後の記述の中では、「民間サービスとの連携に必要な環境整備を進め」という文言が追加されている。ここに見られるように、民間との連携を強く意識した改訂になっているのである。これは、オープンガバメントの三原則に沿うものであるとも言える。

「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」については、以下の三つの目標が掲げられている。

- (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供
- (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革
- (3) 政府における IT ガバナンスの強化

これらの目標の項目立てについては改訂前後で変更はない。しかし、特に(1)の記述には大きな変更が加えられている。特に番号制度の活用に関して追加の記述が手厚くなされている。

(2)については、政府における情報システムの改革について、以下の一文が追加されている。

「あわせて、政府共通プラットフォームについて、開発環境やリモート・デスクトップ機能など、政府のプライベートクラウドとしての環境及び機能を整備し、その充実を図る。また、政府情報システムの見直しにおいては、政府共通プラットフォームの活用のほかパッケージソフトウェアの利用も推進する。さらに、民間クラウドサ

ービスの利用に関する基準の整理を行う。」

ここでも「民間クラウドサービスの利用」という文言が見出されるように、民間との連携を強く意識した改訂のありようが見えてくる。

また、政府の情報システム数に関する改革に関しては、改訂によって、以下の文章が追加されている。

「特に、大規模なシステムについては、政府 CIO によるレビュー等を通じて、運用コストの大幅な削減を図るとともに、利用者視点や業務改革（BPR）を踏まえた、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進する。」

「なお、全国一律の業務・システム内容である地方公共団体等の情報システムについては、適切な費用分担の下、各府省庁による一元的な開発・調達を実施し、それを全国的に共用するなどシステム整備・運用の効率化を推進する。」

「さらに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進する。これらの取組により、地方公共団体の情報システムの運用コストを圧縮する（3割減を目指す）。」

ここに追加された文章からは、自治体に関する情報システム改革にも、改めて政府として取り組んでいくことが表明されていることがうかがえる。これまで、自治体ごとの取り組みは電子自治体と総称され、全国の自治体で様々な取り組みがなされてきたところであるが、この改訂に至って、より政府の関与を強めていくことが明確にされているのである。

(3)については、ほとんど変更はないが、政府 CIO の関与を強化することが追加で明確化されている。

8. 世界最先端の IT 国家創造宣言の再改訂

世界最先端 IT 国家創造宣言は、2015 年 6 月に再度改訂される。毎年改定がなされている点は、この宣言の新規性である。

この 2015 年 6 月の改訂の大きな特徴は、「Ⅱ. 目指すべき社会・姿」の大きな変更である。具体的には、以下のよう項目も増やしながら、各項目についてもその内容を変更している。

1. IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会
2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

上記の4は、前の宣言からはほぼ全面的に記述が改められている。マイナンバーの導入なども見据えた上で、最後の二段段落では以下のように述べられている。

「今後は、全ての行政サービスが電子的に受けられることを原則とし、クラウド及びマイナンバー制度の徹底活用により、オープンで利便性の高い公共サービスを提供し、電子行政サービスがワンストップでどんな端末でも受けられる「便利なくらし」社会を実現する。」

「こういった取組に加え、データ駆動型の行政運営に取り組み、革新的かつ透明性の高い電子政府の実現を目指す。今後、政府においては、組織や業務の壁を越えた分野横断的なデータの利活用を含め、データを駆使した行政運営を強化し、政策企画や評価の高度化、サービスの品質向上、行政運営の効率化を図る。」

電子政府という用語自体、久しぶりに政府の戦略の中に登場したということもあるが、手続のオンライン化ではなく、データ駆動型の行政運営という文脈の中に電子政府を改めて定位し直したという意味でも画期的な改訂になっていると言えよう。

「III.目指すべき社会・姿を実現するための取組」において、電子政府政策に関わる項目は以下のような構成になっている。

1. 利活用の深化により未来に向けて成長する社会
 - (1)新たな IT 利活用環境の整備
 - (2)ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進
 - (3)公共データの民間開放（オープンデータ）の推進
4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会
 - (1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用
 - (2)利便性の高い電子行政サービスの提供
 - (3)国・地方を通じた行政情報システムの改革
 - (4)政府における IT ガバナンスの強化

上記の項目についても、ほぼ全面的に、その文章が新たに起案されている。

ここで注目する必要があるのは、これまでは並列に論じられていたビッグデータとオープンデータを切り分け、電子政府政策に関連して、オープンデータの促進に大きく舵を切ることを鮮明にしたことである。これは前に表明されたデータ駆動型の行政運営の実現に向けた取り組みを、オープンデータを通じて加速しようとしていることを意味し

ていると言えるだろう。

ワンストップサービスの実現については、改めて主張されるところとなっているが、マイナンバーの活用・オンラインでのサービス提供についての利便性の向上・行政情報システム改革・政府 CIO を中心としたガバナンス体制の強化と、電子政府に関して一体的な取り組みを図ることが明確にされている。ここでは、自治体の取り組みに関しても、これまで以上に踏み込んだ記述がなされている。これは、本研究で紹介した電子政府に関する定義で示した Catalogue から Horizontal Integration までを一気通貫で実現させてしまおうとする大胆な目標であると言える。これまでの戦略では、電子政府政策はワンストップサービスの実現に傾斜したものとなっており、そこにオープンガバメントやオープンデータの側面が加わってきたというのが一つの理解の方法であったと思われる。その流れを汲んで、ワンストップサービスとオープンデータの両側面を統合的に位置付けたのが現在の日本の電子政府政策であると結論付けられるだろう。

9. おわりにかえて

本研究では、電子政府の定義を確認し、その後に日本の電子政府政策の来歴を各種の戦略を紐解くことで概観した。

日本の電子政府政策はほぼ一貫してワンストップサービスの実現をその目標としてきた。これについては、2015年に改訂された世界最先端 IT 国家創造宣言についても同様のことが言える。ただし、これと合せて、オープンデータの推進など、データの利活用に着目した取り組みも展開していくというのが現在の日本政府における電子政府政策のあり方であるとまとめられる。

※日本政府の各種戦略については、政府の IT 総合戦略本部の Web サイトより入手した(最終アクセス 2015 年 10 月 22 日)。

参考文献

- 1 本田正美[2013]「「電子政府」の変遷に見る社会環境と政府の情報システムの相互関連」情報処理学会第 125 回情報システムと社会環境研究発表会
- 2 Yildiz, M.[2007] “E-Government Research: Reviewing the Literature, Limitations, and Ways Forward”, *Government Information Quarterly* 24, pp.646-665
- 3 Scholl Hans J.[2010] “Electronic Government: A Study Domain Past Its Infancy”, in Scholl Hans J (ed.) *E-government: Information, Technology, and Transformation*, M.E. Sharp, pp.11-30
- 4 Layne K. and Lee J., [2001]“Developing Fully Functional e-Government: A Four Stage Model” *Government Information Quarterly*, 18, pp.350-368
- 5 Homburg Vincent[2008]*Understanding E-Government*, Routledge, pp.90-91
- 6 本田正美[2013]「オープンガバメントと公共情報 -記録管理の重要性と記録整理の必要性-」、『記録管理学会 2013 年研究大会予稿集』, pp.37-41